

菊川市 子ども・子育て 支援事業計画

平成27年度～平成31年度

概要版



©菊川市

菊川市

1. 計画の趣旨

我が国の人口は現在、減少局面に入り、少子化問題は社会の根幹を揺るがしかねない、待ったなしの課題となっています。その背景として、結婚、出産、子育ての希望が思うようにならない社会環境の変化や、他の先進諸国と比較して低い子育て関連予算の問題などが指摘されています。また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などにより、子育て家庭の孤立感や負担感が増大する中で、児童虐待などの問題も日々クローズアップされています。こうした状況に対応し、子どもたちが健やかに育つことができる社会の実現のためには、ライフステージの各段階に応じたきめ細やかな支援が緊急的に求められています。

そこで国は、平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」を新たに制定し、それに基づいた「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年4月から施行することとしました。本制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

このような状況を踏まえ、菊川市においても平成 27 年度を初年度とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。また、平成 17 年度から取り組んできた「次世代育成支援行動計画」についても、次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長されたことから、これまでの事業の取り組みも含め「切れ目のない子ども・子育て支援」の実施を目指してまいります。加えて、小学生の児童を対象として取り組む放課後子ども総合プランについても本事業計画に盛り込みます。

本市で子育てする市民の皆様が、安心して子育てできると実感し、本市に住んでよかったと思っただけの施策を、これから一層広い観点を持って、よりきめ細やかに展開してまいります。



©菊川市

2. 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画、新しい次世代育成支援事業計画の計画期間を、平成 27 ~31 年度までとします。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
次世代育成支援行動計画（後期計画）						
		子ども・子育て支援事業計画				
		次世代育成支援行動計画（延長）				

3. 計画の基本目標

菊川市の未来を担う子どもたちが、緑茶の薫る自然豊かな環境の元で大きな夢を持ち、いきいきと輝き育つまちづくりと安心して子どもを産み育てることができるまちをつかっていくため、次の基本目標を定めます。

子育てしやすいまち 菊川

～親と子の笑顔あふれる子ども・子育てプラン～



©菊川市

4. 子ども・子育てに取り組む基本的な考え方

下記の内容を基本的な考え方として、子ども・子育てに取り組んでいきます。

- ・明るく元気な子を 産み育てられるまち
- ・地域で支援 楽しく子育てできるまち
- ・子どもの権利を 大切にするまち
- ・子どもがいきいきと 学びあえるまち
- ・子どもの安全を 地域みんなで見守るまち
- ・子どもが のびやかに育つまち
- ・働きながら 安心して子育てできるまち
- ・温かなサービスで 子育てしたくなるまち



©菊川市

5. 計画の大綱

計画は下記の内容について記載し、これに基づき各種事業に取り組んでいきます。





6. 子ども・子育て支援事業に伴う認定区分



©菊川市

平成 27 年度より、教育・保育を受ける子どもは保護者の就労状況並びに子どもの年齢や希望する教育・保育を踏まえ、次の1～3号認定に区分されるようになります。新制度に移行する園を利用する場合、支給認定を受ける必要があります。(認定は市が行います。)

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準 時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園・ 認定こども園
2号認定	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・ 認定こども園
3号認定	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども 園・地域型保育

7. 子ども・子育て支援事業の主な内容

新制度では、以下の事業を重点項目として実施していきます。

(1) 時間外保育事業

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、施設が定めた通常保育時間外に保育を必要とする児童に対し、保育を実施する事業になります。

(2) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする児童に対し、保育を実施する事業です。

(3) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対する保育になります。

(4) 病児保育・病後児保育

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にあるお子さんを一時的に専門施設においてお預かりする事業です。

(5) ファミリー・サポート・センター事業

子どもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行う事業で、市がこれを援助します（登録事務、マッチング等を実施）。菊川市は掛川市と共同で実施しています。

(6) 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

(7) 乳児家庭全戸訪問

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

(8) 養育支援訪問

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図ります。

(9) 妊婦健診

市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診断について、所定の金額を公費負担するサービスで、利用回数は、基本健診 14 回、超音波検査 4 回、血液検査 1 回等となります。

(10) 放課後児童クラブ

小学校の授業終了後や春休み、夏休み、冬休みの期間中等に、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図り、子育て支援を推進します。

(11) 放課後子ども教室推進事業

市内の小学校において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。

(12) 放課後子ども総合プラン事業

（一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施）

同一の小学校内において実施している放課後子ども教室に、放課後児童クラブを利用している児童が参加できるようにする取り組みです。



©菊川市

8.子育て支援施設

きくがわ子育て 支援センター 「たんぽぽ」	半済 1865 (プラザけやき2階)	火曜～土曜日(年末年始・祝日は除く) 開館時間: 9時～16時半 連絡先: 0537-37-1135
菊川児童館		
菊川図書館	堀之内 61	〈休館日〉月曜、祝日、年末年始、 特別整理期間 開館時間: 10時～18時 連絡先: 0537-36-2220
おがさ子育て支援 センター 「ひまわり」	下平川 6225 (中央公民館地内)	火曜～土曜日(年末年始・祝日は除く) 開館時間: 9時～16時半 連絡先: 0537-73-5698
小笠児童館		
小笠図書館		〈休館日〉月曜、祝日、年末年始、 特別整理期間 開館時間: 10時～18時 連絡先: 0537-73-1132

お問い合わせ

子育てについては

健康福祉部 福祉課 【児童福祉係】
菊川市総合保健センタープラザけやき1階 0537-35-0914

幼稚園・保育園については

教育文化部 【幼児教育課】 中央公民館1階 0537-73-1131

小、中学校については

教育文化部 【学校教育課】 中央公民館1階 0537-73-1113



©菊川市